

特別寄稿

国際基督教大学大学院行政学研究科 博士課程の発足

鶴 飼 信 成

本学大学院に行政学研究科を設置することは、大学創成の基本設計図を構想した1949年6月の御殿場会議以来の夢であった。この夢は、実は敗戦にいたる日本の近代化の不徹底さが生み出した様々の問題に対処するための、戦後の新しい教育研究機関としてのICU構想が当然内包すべき課題であった。まずICU全体の基本的課題としては、一方で国際性の確立があり、他方で基督教精神の堅持がある。そしてそれは教養学部教育の中に実現されている。それをさらに具体的分野における具体的課題としたものが3つあり、その1つは戦前教育を改革して新しい教育原理とその実践方策とを確立すること、その2は、戦前の官僚的行政を改革する原理と方法の探求、そうして第3は社会事業の理論的実践的強化である。それは、ICUの大学院研究課程設立によって実施に移された。

1957年、まず教育学専攻の修士課程が設立されたのは、ICUがその中心人物としてこの重要な任務を依頼した、大学院部長日高第四郎博士の識見と経験によるところが大きい。日高博士は、安倍能成、天野貞祐など教育界の先輩に伍して、教育の研究と実践に深くかかわっており、文部次官として重要な経験を積まれた現場の最高責任者の地位を去って、ICUへ赴任されたものである。博士を中心として集められた優秀なスタッフの手で、教育学研究科は堂々と発足した。しかしICUは直ちに博士課程の設置を申請することをしなかった。教育学の場合には、既存の大学に教育学部および同大学院をもつところは少なく、学科課目の編制

とスタッフの充実もさして困難ではなかったと思われるが、発足後2年以上を経過しても、ICUでは博士課程を設置する気配がみえなかった。

1961年秋、私が招かれて第2代ICU学長に就任するや、直ちに創立以来の目標である大学院研究科の設置に着手し、1963年4月には、わが国ではじめての行政学研究科修士課程の設置に成功し、続いて翌1964年4月には教育学研究科に博士課程を設置するにいたった。

教育学研究科の博士課程は、他大学にも先例があり、ICUのもっている優秀なスタッフ陣と、豊富な財政的基盤をもってすれば、その設置はさして難事ではなかったが、これに反して行政学研究科はそもそも修士課程の設置が非常な難事業であった。いわんや博士課程においてをやである。

行政学研究科の設置が難航したのは、行政学という学問の地位に関係がある。行政学の講座は、今日ではかなりの大学に設置されており、優秀な研究者も数多く輩出し、日本行政学会という全国的学会も設立されているけれども、日本におけるその沿革は必ずしも古いものではない。日本で行政学という講義がはじめて行われたのは、1927年、当時の東京帝国大学法学部で、海外留学から帰朝されたばかりの巖山政道教授（後のICU行政学研究科長）の手によってであるから、今から50年も前のことである。半世紀を経過した学問が、学界に確固たる地位を占めていないというのも妙ないい方であるが、実はこれは、行政学の歴史的な地位に関係があるといつてよい。

何よりもまず行政学は、学問としては、近代以前にその発端がみられることを忘れてはならない。近代以前の国家は絶対主義の国家であって、そこには国家の作用を規制する法は存在していなかった。したがって、そこでの国家に関する学問は、どういう政策を政府が採用することが、政府の目的を達するのに有用であるかという政策学が中心となったことは自然である。これを行政学（Verwaltungswissenschaft）という。またこのような政策は君主の官房で策定せられるから、官房学（Kameral-

wissenschaft) とも呼び、またこのような作用を全体として警察と呼んでいたので、この学問を警察学 (Polizeiwissenschaft) ともいった。

これらの学問は、絶対主義国家が、近代国家によっておきかえられると共に、法律学によって、とって代られる運命をもった。近代国家の研究は法律学に集中しており、国家作用を規律している法律こそ、国家研究の中心であるという観念が生じた。当然、国家の官僚もまた自分たちを規制している法律の理解を必要とする。そのために、官僚を養成する大学は、法学部となり、法学部は法律だけを教えるところで、その他の周辺諸科学は、そこでの学科目編制の体系から疎外されることになる。経済学、経済政策学は経済学部、政治学、政治思想史が政治学部、に独立して行ったばかりでなく、官僚選考のための国家試験課目が、法律に集中するようになったのは、近代国家——中立的、形式的、法国家にとっては、自然であった。

しかし、社会経済が自由主義、自由競争主義のもたらす弊害に悩むようになると、問題は再び、これに対処するために、どういう政策を国家公共団体は採用することが望ましいか、どういう方法をとれば、それらの政策は効率的に実施されるか、それらの政策の社会的な効果は何か、そもそもどういう社会的階層が、そのような政策の実施を要望し、それは彼らに、あるいは他の集団に、どのようなプラスあるいはマイナスの効果をもたらしたか、というような様々の社会科学からの分析を要求するようになる。

とくに現代社会で、一方では石油化学などを中心とする高度に資源消費型の産業の成長に伴って、企業が臨海工業型に集中すると共に、不可避免的に公害を拡散するようになったため、その当然の課題として工業立地の再構想と、そこで労働する人的資源の、農村からの吸収および都市人口の拡大のもたらす様々な問題の処理方式という政策目標が提起されるにいたった結果、問題解決の主体としての国家公共団体の事務と、

その事務処理手続における住民参加の意義などの問題点の解明が重要になってくる。

現代社会は、法による解決の枠を究明する方法だけでなく、行政の実体を分析することを要求しているのである。

このことを今から4半世紀前の、敗戦直後の混乱の中で、いち早く見透して、ICUの教育研究の中心に、行政学、教育学および社会事業を据えようとした創立の功労者たちの識見には、今さらのように、頭の下る思いがする。なお、今回新たに比較文化の研究科が新設されたことは、ICU研究体制の自覚的認識と、時代の要請に対する的確な判断とに基づくものとして、敬意を表しなければならない。

ところで以上のような問題状況の中で、1963年に行政学研究科が生まれた。その際の研究体制の人的問題的構成については、1965年に刊行された社会科学ジャーナル第6号蠟山政道先生古稀記念論文集に載せた私の「蠟山政道先生と国際基督教大学大学院行政学研究科の創立」に詳しい。

蠟山先生が1920年代の終りに、日本で最初の行政学の講義を、東京大学法学部で開始された時は、日本の実際の学問的風土は依然として、法学中心主義であり、行政学の重要性必要性に関する先駆者の主張は漸く、その開講を認めるにいたったものの、それは、たんに随意課目として認められたに過ぎず、必修課目の地位はもちろん選択課目の地位さえ認められなかった。したがって聴講者は必ずしも多くなかったし、日を経るにしたがって、聴講者が次第に減少してゆくのは、私のように、行政学の、あるいは少くとも蠟山先生の礼讃者を以て自認していた学生にとっては、まことに堪えがたい思いであった。

それだけに後に（1963年）ICUに日本ではじめて行政学研究科の大学院が設置された際、蠟山政道先生をお迎えすることを理事会に提案して、それが認められたときは、学長としてこの上ない喜びを感じないではいられなかった。

蠟山先生は、ICU創立当初から規約の中に明記されていた専任教授の

定年65歳、自後は1年毎に理事会が必要と認める場合には、更新することができるという規定を、更新5回で打切るという方針が理事会で決定された時も、とりあえず理事会に了解を求めて、大学院設置の中心となる教授であるとして在任を継続して頂くことができたことは私の格別の喜びとするところである。とくに博士課程開設に対して、設立認可当初から難色を示していた大学設置審議会に対する本学の姿勢を明確にするために、喜寿を過ぎるまで先生が本学専任教授としての重責を担って頂くことができたことは、本学にとってこの上ない幸であった。

しかし行政学博士の学位を設けることが、不可能であることは、当初の約束と、その後の設置審議会の申合せで明白となったので、本学としては、新しい学際的な学位の設定を待つほかはなかった。もっとも、学位規則の認める古いディシプリンの中で、法学博士、政治学博士、経済学博士などのうちのどれかを選ぶことは、理論的には可能であったが、実際問題としては、学部構成が、このような古典的な専門の線に沿って構成されていないICUでは、不可能といわないうまでも困難であるのみならず、建学の精神からいっても望ましくないと考えられた。

そこで残るところは、学位規則にある社会学博士をとるか、新しい学際的学位の設定を待つかである。私は社会学博士が考慮され得る代案であると考えていた。とくに法社会学(Rechtssoziologie)、財政社会学(Finanzsoziologie)などは、行政学の問題関心の中にあるし、さらに、宗教社会学、芸術社会学などを包含すれば、ICUの新しい大学院構成に、かなりの程度まで適合するのではないかと考えられた。

しかし長清子教授は、これに対してやや懐疑的で、社会学博士より、社会科学博士の方がびつたりするとしきりに主張しておられた。ちょうどその時、博士号問題の最後の解決案を設置審議会の小委員会で検討中であることを知り、早速その委員長である東大法学部の伊藤正己教授に連絡をとってみると、その最終案は、既存の社会科学関係のすべての専門分科の外に新たに考えられる研究科は、すべて社会科学博士あるいは

学術博士とするというので、旧来の各分科以外のすべての新しい学問分野に通ずる博士号が考えられているということであった。

長教授はその審議に関心を寄せ、委員の1人であった東大経済学部の隅谷三喜男教授と連絡をとったりして、この考えの具体化に協力し、ついにその学術博士案が採用されるや、文部省主催の座談会に出席して、新しい博士号の中に潜む新しい研究分野、とくに学際的研究の重要性などについて大いに説明せられるところがあった。機を逸せず、長教授の比較文化研究科の設置案が理事会に提出され、同意が得られた。

行政学研究科の博士課程設置案は、はじめ少し停滞がちであったが、このような情勢の下で一挙に進展した。中心となった辻清明、藤田若雄両教授はICUには新しく、渡辺保男、中島省吾両教授も中期以後のスタッフであるため、右の設置案が理事会に提出される際には私の協力を得たいというので、ある日青山の心臓血管研究所病院からタクシーを飛ばして、工業クラブへ駆けつけるとい一幕もあった。これより先、1974年5月には、南原繁先生の葬儀のあと、藤田、渡辺両君に呼びとめられ、行政学研究科博士課程の設置について協力を求められた。

しかし何といても、行政学研究科大学院は遠くは、創立に当っての御殿場会議、近くは1963年の修士課程発足と共に、当然構想されていたもので、今さら教授会や理事会、アドミニストレーションの了解を求めるといった性質のものではなかったのである。いわばそれは、生れるべくして生れたもので、難産でも何でもなかった。もし難産といわなければならぬ過程を経たとすれば、それは専ら外的事情による。

それでは外的事情とはどんなものか。それにはいくつかある。第1は、行政学が、独立のディシプリンとして認められていないということである。しかしそれには法学者の側からする誤解もある。行政学の大学院こそ、ICU以外にどこにもないという不思議な状況を呈しているが、行政学の講座は、多くの大学に設けられているし、行政学の優秀な研究者はすでに数多く輩出している。日本行政学会という全国的な学会もある。

ただ行政学博士の学位が認められないで、その代りに学術博士が認められたということは、学問自身の領域を拡大する、あるいはその領域の広汎なものであることを認識させるという意味では適切なものであった。ICUで経済学、経済政策学等の学問分野が、この研究科に抵抗なく入り得たのには、このことが貢献していると思われる。

第2に、しかし、この研究科と行政の実際との結びつきには問題がある。国家公務員試験は依然として法学中心主義であるし、実際問題としても、「行政職」の試験合格者は、「法律職」の合格者より不利な待遇を受けるという状況は、ほとんど改められていない。人事院では、行政職の合格者に優秀な人材が出るようになり、とくにICUの大学院などからそういう人物が輩出すれば、この状態は変るに相違ないといっているけれども、実際に採用を決めるのは各省庁で、そこでは法学中心主義の教育を受けた人々が指導的地位にある以上、この傾向の修正には、まだ時間が必要である。

しかしこのような状況の下でこそ、ICU大学院に行政学研究科の博士課程が発足したことには意義がある。幸いに蠟山先生引退のあとを受けて、わが国行政学界の第一人者である辻清明教授が、ICUの懇請を受けて本学教授に就任せられた。辻教授を囲む教授陣も藤田、田中、渡辺、一瀬、橋本教授の固有の行政学者と、安井、大塚、喜多村、中島、中内の経済学者の他に、佐藤、福永、緒方、横田など多数の新進中堅の学者を揃え、その前途はまことに洋々たるものがある。この重大な使命を負ったICU大学院行政学研究科の順調な発展を、ICU創立者、後援者、そして現在の理事評議員を含めて、旧現を問わずすべての専門分野の教授陣と学生一同が見守り、可能な援助をおしまないものであることを信じて、その船出を温かい眼で見送りたいものである。

——1976年11月——

(故藤田若雄大学院部長の霊に献ぐ)